

建設業労働災害防止規程 変更案要綱の概要

厚生労働省
安全衛生部 計画課

労働災害防止規程について

労働災害防止協会とは

労働災害防止協会とは、事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体法(以下「法」という。)に基づき設立された団体。

中央労働災害防止協会の他、厚生労働大臣が「指定業種」として指定した、「建設業」「陸上貨物運送事業」「林業（木材製造業を含む）」「港湾貨物運送事業」の業種別の労働災害防止協会が昭和39年より設立されている。

労働災害防止規程とは

労働災害防止に関し、設備や作業の実施方法について講ずべき具体的措置などを設定するもの

- 業種別労働災害防止協会は労働災害防止規程(以下「規程」という。)を設定しなければならない。(法第36条第1項第1号)
- 会員には、当該規程の遵守義務が課せられている。(法第41条第1項)
- 規程の変更については、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じず、変更の認可をするとき、厚生労働大臣は労働政策審議会の意見を聞かなければならない。(法第38条)

労働災害防止規程で定めるもの

→ 法第37条第1項により定めるものを規定

- 適用範囲に関する事項
 - 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 上記の事項の実施を確保するための措置に関する事項
- 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。(法第37条第2項)

建設業労働災害防止規程の変更について

★建設業労働災害防止規程（「災防規程」）は、労働災害防止のために建設業労働災害防止協会会員が守らなければならない規則として昭和41年に同協会が制定し、労働大臣が認可したものの。

★今般、労働安全衛生法の改正等を踏まえ、より実態にあった規程とする必要があるため変更を行うもの。

災防規程の変更の背景・理由

災防規程の主な変更点

1. 労働安全衛生法等の改正

- 安全帯の法令改正（H31.2.1施行）
- 化学物質のリスクアセスメントの義務化（H28.6.1施行）
- 足場に関する法令改正（H27.7.1施行）
- ストレスチェックの義務化（H27.12.1施行）
- 働き方改革関連法の施行（H31.4.1施行）

- 法令の改正に伴い、従来協会独自の上乗せ規定としていたもの等の表現を修正し、新たな規制に合わせて変更
- 働き方改革関連法の施行を踏まえ、過重労働防止等について、的確に対応することを新たに明示

2. 告示、ガイドライン等の策定

- 屋根上作業における墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアルの作成（H27.7）
- 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの改正（H30.1.18）
- 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度（H30.10.23）

- 委託事業で作成された屋根上作業における墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアルの活用
- ガイドラインの内容を踏まえた条文の変更
- 建築物石綿含有建材調査者の資格制度改定の動きに対応して資格者の配置を規定

3. 協会独自の上乗せ規定等

- 建設現場におけるメンタルヘルスケア対策
- 条文の表現等の変更の必要なもの

- 「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等の「建設業におけるメンタルヘルス対策」について新たな条文を策定
- 踏み抜きに係る表現、資格の確認等

建設業労働災害防止協会の概要

建設業における事業主及び事業主等の団体による自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体法(昭和39年6月29日法律第118号)に基づき、昭和39年9月1日に設立。

所在地 東京都港区芝5-35-2 (安全衛生総合会館内)

会長 銭高 一善 ((株)銭高組代表取締役会長)

会員数 48,837事業場、573団体 (平成31年4月現在)

業務

- ・労働災害防止規程の設定
- ・労働者の技能に関する講習
- ・調査研究及び広報・普及 等
- ・会員への技術的な事項についての指導及び援助
- ・情報及び資料の収集及び提供

補助金 作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることを目的とし、労働災害防止団体法の規定(※)に基づき、労働災害防止対策費補助金を交付。

(※)第54条 政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。